

第 84 話〈最強の布陣〉の要約と参考資料

第 84 話〈最強の布陣〉の要約

和合会は 1933 年から 34 年にかけて、①亜ヒ酸煙害による被害調査②結果をもとにスズ鉱山と交渉③内務省に亜ヒ酸製造絶対反対を陳情④岩戸村長が県に亜ヒ酸製造不許可を陳情という 4 段階の闘いを組みました。和合会が豊富な人材を有した最強の時代でした。

第 84 話〈最強の布陣〉の参考資料

8 4 - 1 松尾鉱山の被害者が作成した「煙毒ニ依ル損害補償請求陳情書」

煙毒ニ依ル損害補償請求陳情書

申請者 田爪乙蔵

外 拾六名

貴会社ノ経営セラルル亜硫酸製造ニ依リ排出スル煙ニ害毒ヲ有スルモノガ此ノ通風地域ニ土地ヲ所有スル拙者等ノ受ケル損害ハ年々実ニ莫大デアリマス。此ノ被害ハ誰レモ判然シテ認テ居ルコト思料致シマス。今回其ノ損害ニ対スル補償ヲ請求スル為メニ其ノ代表的ノ判リ易キモノノミヲ調書トシテ左ニ表シマシタ。

(略)

以上ハ大略デアリマシテ、此ノ煙害ヲ受ケル拙者共ノ損害ハ実ニ莫大デアルコトハ、農作物ノ減収ト各種生産品ノ減収トニ依リ、其ノ疲弊困難ナル事情ハ容易ニ御諒察ノ出来ルコトト存ジマス。故ニ、此ノ損害ノ根原タル煙害ノ補償トシテ、相当ノ金額ヲ御払渡シ下サル様御願致ス次第デ、何卒拙者共ノ苦衷ヲ御諒察ニ相成リ、速カニ御払渡下サレ度。茲ニ連署ヲ以テ陳情申上ル次第デアリマス。

昭和拾参年五月式拾日

右 陳情申請者 (17 名連署)

右各人別ノ損害内訳明細書左記別表ノ通り

(略)

日本鉱業株式会社

松尾鉱山鉱業所 御中

(句読点は川原が付けた)

8 4 - 2 昭和 8 年から昭和 10 年にかけての和合会議事録

(* 8 0 - 2 と一部重複)

昭和八年十一月二十六日 定期総会 公会堂 35 名

一、煙害ニ関スル件

右ノ件ニ付テハ石黒主任帰山サレ次第和合会役員全部面談スル事
被害調査ヲ各組ニテナシ会長マデ出書ノ事

(土呂久鉦山の経営が中島飛行機の子会社に移った=昭和8年8月1日=あ
と、和合会が煙害による被害調査をおこなったと思われる。)

昭和九年三月九日 定期総会 公会堂 40名

一、煙害ニ関スル件

煙害ニ関シテハ和合会ヨリ交 照 委員ヲ設ケ三月十二日砵山主任ニ対シ交 照
スル事ヲ決ス (但シ各組ヨリ二名宛ツ)

(鉦山との交渉の目的は、煙害被害の調査にもとづいて鉦山から和合会に支払
う煙害料を決めることだったのだろうか?)

昭和九年五月二十五日 定期総会 公会堂 33名

一、煙害ノ件

本月中ニ各組ヨリ二名宛ツ委員ヲ選定シ右件ニ付砵山事務所ニ交 照 スル事
ニ決定ス

(交渉とは、鉦山と和合会で新たに結ぶ契約内容に関する交渉だろう。その委
員として、惣見、畑中、南の3つの組から2人ずつ選ぶことが決まった。)

*昭和9(1934)年7月13日の延岡新聞記事(「直接内務省に亜硫酸精製 絶対反
対陳情の岩戸村民」)は、この時期のできごとになる。

昭和十年二月二十七日 定期総会 公会堂 40名

一、亜硫酸煙害ニ関スル件

亜硫製薬モ遠カラズ土呂久ニテハ止ム 摸 様 ニ付右儀ハ今シバラク見合ス
事

(遠からず亜硫酸製造の中止が予想されるので、新たに結ぶ契約の交渉はし
ばらく見合わすことになったのだろう。)

昭和十年五月二十五日 定期総会 公会堂 28名

一、亜硫酸煙害ニ関スル件

会長不在ニ付 少 細ナル事ハ次会ニ延期ス

昭和十年十一月二十五日 定期総会 公会堂 35名

一、亜硫酸煙害ノ件

右ノ件ハ都合上延期ス

昭和十一年旧正月二十四日 定期総会 公会堂 46名

一、亜硫酸煙害ニ関スル件

煙害費ハ毎月受取高ノ二割五分ヲ会ニ積ミ込ミ残金ヲ只今迄ノ被害者ニテ分
配スル事。但シ現在ノ契約終了後ハ和合会一般ニテ相談シ契約を 結 定スル事
(交付金の名前ではなく、煙害費という名前が使われている。鉦山から受け取る

煙害費のうち 2 割 5 分は和合会に積み立てて、残り 7 割 5 分が被害者＝7 軒の農家＝に分配されたことがわかる。）

昭和十一年四月三日 臨時總會 公会堂 43 名

一、亜硫酸煙害契約ノ件

右ノ件ニ付イテハ臨時總會ニテ協議ノ結果砒山主任松尾一男氏ト本和合会ト契約書ヲ取 変 シ両者各老通宛ツ保存スル事ニ決定ス

一、亜硫酸ガマ増加ニ関スル件

本件ニ付イテハ各役員砒山ニ参上シ主任松尾氏ニ対シ今後増 説 ノ亜硫酸ガマハ出来得ル限り沿道ヲ延バシ且完全ナル 説 備ヲナシ煙害ノ少ナキカマヲ増 説 方ヲ相談申上グル事ニ決定ス

（砒山と和合会の間で煙害被害に関する新たな契約書を結ぶ＝または更新＝ことが承認された。増設が計画されていた亜硫酸は「反射炉」＝錫を他の鉍物と分離精製するための施設で、亜硫酸を製造するものではなかった＝のことだろう。この 2 件を話し合うために臨時總會が開かれたと思われる。）

8 4 - 3 和合会役員（昭和 5 年～昭和 10 年）

（* 7 9 - 3 と一部重複）

昭和 5 年～昭和 10 年の和合会議事録より

昭和 5 年 2 月 22 日

（但シ会長ハ満老ケ年ト決定ス）

会長 佐藤三蔵

副会長 佐藤竹松

幹事 佐藤清八、佐藤藤太

評議員 佐藤三代士、黒木政喜、佐藤義雄、佐藤啓三郎、佐藤民蔵、小笠原利四郎

昭和 6 年 3 月 12 日

一、会長改選ノ件

佐藤助氏ニ決定ス

一、評議員改選ノ件

小笠原利四郎氏ニ決定ス

昭和 8 年 5 月 25 日

会長 佐藤助

副長 佐藤清八

会計 佐藤徹

幹事 佐藤藤太、佐藤十市郎

評議員 佐藤竹松、佐藤平作、佐藤嘉四郎、佐藤栄造、佐藤進、佐藤万蔵

昭和 11 年旧正月 24 日

会長 佐藤清八

副長 佐藤勲

会計 佐藤徹

幹事 佐藤十市郎、佐藤藤太

評議員 小笠原利四郎、佐藤万蔵、佐藤嘉四郎、佐藤栄造、佐藤義雄、黒木正喜

8 4 - 4 内務省に直接陳情

(* 8 0 - 1 と重複)

1934 (昭和 9) 年 7 月 13 日 延岡新聞

直接内務省に亜硫酸精製 絶対反対陳情の岩戸村民

鉍毒反対時代……宮崎県西臼杵郡岩戸村の亜硫酸の鉍毒問題については県当局に訴へただけでは地元民の苦情がナカナカ容れられぬので遂に村民連名で直接内務省に警告方を陳情したので本省では 12 日右陳情書を県に廻付し善処方を注意して来た。

△同村内にある亜硫酸山では今回精錬事業を復活せしむべく準備中のところ村民達は昔鉍毒に悩まされた事実を鑑み絶対反対を叫んでゐるが甲斐村長は 12 日出県して絶対不許可主義をされたしとの陳情をなすところあった。(宮崎)

8 4 - 5 土呂久出身の岩戸村会議員

佐藤三蔵 : 明治 40 (1907) 年 5 月 24 日より昭和 8 (1933) 年 5 月 22 日まで、6 期 26 年間にわたり村会議員をつとめた。1 期目は 6 年、あとの 5 期は 4 年の任期。

佐藤勲 : 昭和 8 (1933) 年 5 月から昭和 12 (1937) 年 5 月までと昭和 16 (1941) 年 5 月から昭和 20 (1945) 年 5 月まで、2 期 8 年つとめた。

佐藤十市郎 : 昭和 22 年 4 月から昭和 32 年 9 月まで 3 期 10 年 5 か月つとめた。ただし、昭和 31 年 10 月から 32 年 9 月までは高千穂町会議員。